

令和4年1月11日変更

新型コロナウイルス感染症の 感染拡大回避に向けた取組等

【期間】 令和4年1月5日（水）から

【区域】 愛媛県全域

【根拠】 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）

要請内容（変更・1/11）

【県民の皆さんへの要請】（1/11で終了）

法要請（特措法第24条9項）（1/8~1/11）

- 県外から来県する人との飲み会（同窓会・新年会等）は開催延期
- その他の飲み会も慎重な判断を
- 年未年始に、県外往来や、来県者と接触のあった方は行動に注意

要請内容（継続）

【県民の皆さんへの要請】

法要請（特措法第24条9項） （継続・1/7～当面の間）

- まん延防止等重点措置地域等との不要不急の出張・往来自粛
- 感染が拡大している地域との出張・往来は慎重に判断
- その他県外との出張・往来時には、現地の感染状況を確認し、
現地の注意事項を遵守

※不安のある方は、往来等の前後に積極的に検査をお願いします。

要請内容（継続）

【県民の皆さんへの要請】

- **検査の受検（継続・1/5～1/31）**
感染に不安を感じる無症状の方について、検査を受けていただくようお願いいたします。**法要請**（特措法第24条第9項）

【事業者の皆さんへの要請】

- **業種別ガイドラインの遵守（継続・11/25～）**
法要請（特措法第24条第9項）

要請内容（継続）

【事業者の皆さんへの要請】

イベント等に係る法要請（特措法第24条第9項）

- 業種別ガイドラインの遵守（継続・11/25～）
- イベント等の開催制限（継続・11/25～）

	次の人数上限及び収容率を満たすこと	ただし、 感染防止安全計画を策定する場合 (5,000人超かつ収容率50%超)
人数上限	5,000人又は収容定員50%以内の いずれか大きい方	収容定員まで
収容率	大声なし 100%以内 大声あり 50%以内 <small>大声あり：大声（観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること）を積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベント</small>	大声なし 100%以内 ※大声なしでの開催が前提条件 （県が感染防止安全計画を確認）
条件	<ul style="list-style-type: none"> ○「感染防止策チェックリスト」を作成し、公表（原則HP掲載やSNS等客観的に確認可能なかたちでの公表）するとともに、イベント終了日から1年間保管する ○問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合は、「イベント結果報告書」を県に提出する 	<ul style="list-style-type: none"> ○「感染防止安全計画」を策定し、イベント開催2週間前までに県に提出する ○イベント終了後、1か月以内に「イベント結果報告書」を県に提出する（ただし、問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合は、直ちに提出する）

✓ 主催者は、国の接触確認アプリ「COCOA」や「えひめコロナお知らせネット」の活用、または名簿作成等の追跡対策を徹底。